

熊本県指令エネ第15号  
熊本県下益城郡美里町佐俣985番地  
株式会社 中央砕石工業

令和5年(2023年)5月26日付けで申請の岩石採取計画については、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定により、次のとおり認可します。

令和5年(2023年)9月14日

熊本県知事 蒲島郁夫



1 認可の内容

採取場名	中央砕石 採取場			
採取場所在地	熊本県下益城郡美里町大字椿字下前田51-1他			
面積	総面積	358,037 平方メートル	採取量	3,411,125 トン
	採取面積	105,570 平方メートル		
採取の期間	令和5年(2023年)9月14日 ~ 令和10年(2028年)9月13日			
その他	認可申請書の内容を遵守すること。			

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、採石法第39条第1項の規定により、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。
- この処分について、公害等調整委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定を受けた場合は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第49条第1項の規定により、裁定書又は決定書の正本が到達した日から60日以内に、公害等調整委員会を被告として東京高等裁判所に裁定又は裁定の申請の却下の決定の取消しの訴えを提起することができます。